

鳥取県森林審議会 森林保全部会について

1 設置根拠等

(1) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）

（設置及び所掌事務）

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(2) 森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）

（都道府県森林審議会の部会）

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

(3) 森林保全部会の設置（昭和50年1月20日付発林第13号）

森林法施行令第7条に基づき、鳥取県森林審議会に、次の部会を設置する。

1 名称 森林保全部会

2 所掌事務

（1）林地の開発行為の許可に関すること。

（2）保安林の転用にかかる指定の解除に関すること。

（3）松くい虫特別防除の計画的実施の内容に関すること。

（4）森林保健機能増進計画を含む森林経営計画の認定に関すること。

(4) 森林保全部会に関する森林審議会の決議事項

（昭和50年1月29日 昭和49年度第3回森林審議会）

昭和50年1月20日付発林第13号に基づき設置された森林保全部会の所属委員、その他の必要事項を次のように定める。

1 部会の委員 省略（森林法施行令第7条）

2 部会長 省略（森林法施行令第7条）

3 部会の委員の任期

森林審議会委員の任期とする。

4 部会の決議をもって総会の決議とする事項

森林保全部会の所掌事務とする。

5 総会と部会の関係

（1）部会長は、必要に応じ部会の経過及び結果について総会に報告する。

（2）部会が所掌事務に関し、総会にはかることを決議したときは、前記4の定めにかかわらず、総会の決議によることができる。

2 根拠法令・諮問基準

(1) 林地の開発行為の許可に関すること。(森林法)

(開発行為の許可)

第10条の2(第1項～第5項 略)

6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

【諮問基準】

- ・林地開発行為に係る森林の面積が5ヘクタール以上のもの
- ・既に諮問した林地開発行為を変更する場合にあっては、林地開発行為に係る森林の面積が5ヘクタール以上増となるもの。
- ・上記以外の林地開発行為で、その目的、態様等からみて県土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの

(2) 保安林の転用にかかる指定の解除に関すること。(森林法)

(指定)

第25条の2(第1項・第2項 略)

3 都道府県知事は、前2項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

(解除)

第26条の2(第1項・第2項 略)

3 前2項の規定により解除をしようとする場合には、第25条の2第3項の規定を準用する。

(第4項 略)

【諮問基準】

- ・国又は地方公共団体以外により行われる保安林の転用に係る指定の解除の面積が1ヘクタール以上のもの。
- ・上記以外の保安林の転用に係る指定の解除で、その目的、態様等からみて県土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。

(3) 松くい虫特別防除の計画的実施の内容に関すること。(森林病虫害等防除法)

ア 県防除実施基準の策定・変更

第7条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内にある民有林において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従って、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(第4項 略)

イ 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定・変更(森林病虫害等防除法)

第7条の5 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防

止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

- 2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聞かなければならない。

(第3項・第4項 略)

ウ 樹種転換促進指針の策定・変更（森林病虫害等防除法）

第7条の6（第1項・第2項 略）

- 3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(第4項 略)

エ 地区防除指針の策定・変更（森林病虫害等防除法）

第7条の9（第1項・第2項 略）

- 3 地区防除指針については、第7条の6第3項及び第4項の規定を準用する。

(4) 森林保健機能増進計画を含む森林経営計画の認定に関すること。（森林の保健機能の増進に関する特別措置法）

(森林経営計画の変更等)

第6条（第1項～第3項 略）

- 4 市町村の長は、森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林経営計画について森林法第11条第4項の規定による認定（同法第12条第3項において準用する同法第11条第4項の規定による変更の認定を含む。以下「特定認定」という。）をしようとするときは、都道府県知事の同意を得なければならない。

(第5項 略)

【諮問基準】

- ・森林保健機能増進計画を定めた森林経営計画のうち、森林保健施設の面積が次のいずれかに該当するもの。

保安林：1ヘクタール以上、普通林：5ヘクタール以上